

ヤスクニ・レポ 227 もっと日本国憲法を活用しよう 代表 西川重則

1

国会傍聴二〇年と言っても何もオーバーな表現ではないと思っている。私自身出版社を定年退職してから何ら疑問の余地もない思いで、国会傍聴を望んでいたのである。そして私のモットーである「戦争は国会から始まる」と言い続けながら今日まで国会傍聴を続けている。そしてずっと、国会議員の秘書さんのお世話になり、傍聴を続けている。そして時々国会議員の部屋で法案について率直に話し合い、法案の問題点について私なりの批判をし、納得して下さっている。最近の私の講演で、大きなテーマであり、人々に知っていただきたい、いわゆる「戦争法」の真夜中の強行採決の事例で明らかだが、「戦争法」は文字通り、日本が戦争をしてもおかしくないような軍事化を意味するのであり、事柄の重大さを訴えている。何はともあれ、国会は予想以上に日本の憲法の第四条が明記している条文とは百パーセント異なる原則・解釈・適用がなされていることに驚きと言うよりも自民党の結成そのものから分かるように、自民党が発足した一九五五年一月一五日の党の基本方針である「現行憲法の自主的改正」という表現から分かるように、自民党にとって、現在の日本国憲法を押しつけられた憲法ではなく、自民党が考える憲法観、すなわち第一党の自民党にふさわしい日本的発想に基づく天皇制国家の日本国憲法を期待し、現在の憲法を早く改正しようと考え、自民党の本部で自民党の議員の責任課題として新しい日本国憲法を作りたいと思っていると言っている。

言うまでもなく、自民党の結成以来、どの首相も第一党の自民党にふさわしく、たとえば予算委員会においても、軍事化路線をめざしての防衛費についてご承知の通り、二〇一

八年の八月一〇日の「朝日新聞」の報道に、広く知らされていたように「防衛費 5.4 兆円要求へ」、すなわち平和憲法日本の予算と常識で考えることができない防衛費として五兆四千億円を計上する方針を決めたのであり、私たちが求められている税金から全然考えられない軍事費の予算であり、野党の反対があるとしても平然と要求する政治状況であるのであり、国会で反対の意見もないままに防衛の名の下に予算が決められる現状であることも驚きと言わざるを得ない。

一方自民党の総裁選で、何と石破茂・元幹事長が八月一〇日に、総裁選に立候補を正式に表明と報道されているが、この事実も、石破氏についてよく知っている私から考えて、全然納得できない出馬の表明と言わざるを得ない。同じクリスチャンとして、ずっと前の「クリスチャン新聞」に私と石破氏が、両者の考え方について同じ頁に比較されていたが、その場合、すでに軍事化路線と思われる発想の意見が述べられていた。

同じプロテスタントの教会であり、私が講演を求められ、石破氏が行っている教会で、石破氏批判の講演を依頼された私はその要望に応じて話をしたものである。そして翌日の新聞にかなり詳しく私の意見が報じられていたことが今もなお忘れられない。戦後七三年の二〇一八年の現在も、私は傍聴席から国会議員である石破氏の発言を聞きたいと思っているものである。

2

さて、今回は日本国憲法によく学び、非常に大切な日本国憲法の条文について率直に私たちの意見を表明し、やがて非常に重要な二〇二〇年のオリンピックが行なわれる時に、安倍首相が強く望んでいる日本国憲法の改正を前に、私たちがどう対峙すべきか、非常に

重要な時に直面することをここに知らせておきたい。

安倍内閣がどうなるかは不明だが、現在は安倍首相の発言がくり返されているし、オリンピックの年の二〇二〇年に、憲法改正を行なうことを国会その他の機会に何度もその趣旨を公言していることはご存じでしょう。私たちの立場から言えば、日本国憲法の改正は憲法改悪を意味するのであり、私たちとしては、戦争法の具体化は極めて重大な出来事であり、絶対反対の立場の私たちであり、同じように、憲法改正すなわち憲法改悪を絶対反対の立場であり、そのために二〇二〇年の時の自民党・安倍首相の政治姿勢を絶対に許さない理論及び運動を展開しなければならない。

それでは具体的に私たちはどうあるべきかについて真剣に考え、実践しなければならない。私自身は健康で生かされている間は、講演その他の機会に、戦争法・日本国憲法改正(改悪)絶対反対の立場で全力討究をすべき決意であり、可能な限り、大集会を行ない、若い人々にも呼びかけ、最も重要な日本国憲法をよく学び、具体的には憲法の「前文」のすばらしい内容に基づいた憲法の本文について同様によく学び、国会議員を始めすべての領域の人々に日本国憲法の条文の学びをされ、憲法改悪を絶対に許さない状況を産み出すべく

一致結束した状態を産み出し、一致して戦い、日本の国はもちろんのことであるが、アジアの国々と国際連帯の状況の下、絶対に戦争の方向にではなく、アジアの国々が一致して平和国家の下、望ましい平和な政治状況にあって、世界の国々にもよい影響を及ぼすよう努力したいものである。

そのためにこそ、日本が長期にわたって、侵略・加害の歴史をくり返した歴史的事実をよく反省し、学び、再びかつての戦争への道を歩むことのない政治状況、そして同様に重要な私たちが住んでいる日本国憲法第九二条の地方自治の基本原則を学び、実践する思い・志を実行し、平和国家日本を創り出したいと心から願っている私である。

ここで最後に一言強調するなら、率直に言って、私の書物、『わたしたちの憲法 前文から第 103 条まで』(一二〇〇円)がよく売れていることを私は心から喜び、感謝しているが、私自身の体験から、なぜか有識者の方々が、私のような書物をお書きになっておられないので、講演の時などに、私の書物を買っていただき、私の主張をよく理解していただくことを願っていることを強調して終りたい(二〇一八・八・二〇)。

2018年7月20日例会奨励「罪と戦う」 エペソ 6:10-17 須田毅 (JECA 西堀キリスト福音教会牧師)

「『戦争体験』の戦後史」(福間良明著、中公新書)の中に、故舟喜順一師による学徒出陣戦没者遺稿集への批評が取り上げられている。「弾圧に反抗し続けた人間性を再確認して喜ぶことは、彼等に悲劇を見ることに止(とど)まる。そして私達は悲劇によつては救われない。(中略)『失われなかつた人間性』[『はるかなる山河に』巻末編集あとがきのタイトル]は悲しく咲く美しさにも不拘(かかわらず)、又救を常に求めるのにも不拘、それ自身が暗黒を払う力はなかつたのである」(同書 40 p)。戦後まもない敗戦国の市民感情の共感を集めた書籍に対し、否定的な批評である。しかし、キリスト者として私たちはこの辛口

の批評を理解することができる。遺稿集に見られる心情だけでは人間の暗黒、罪の問題の解決にならない。罪の問題は、戦後 73 年経過しても同じである。日本のキリスト教会の中でも、戦争の悲劇を忘れ、主イエスの教える平和を追求するよりは、武力も保持しながら「戦略的・現実的」に思考する論理に賛同する流れも強い。そこにもまた罪の問題があろう。私たちには常に霊的な戦いがある。武器はみことばである。エペソ 6:17 の剣は護身用と説明される。積極的に敵を打ち倒すよりは、自らが信仰にとどまるためにみことばに聞き続けねばならない。